

## 総務省「経営比較分析表」について

## 1 総務省「経営比較分析表」について

公営企業の全面的な「見える化」を推進することを目的に、総務省の主導のもと、平成 27 年度（平成 26 年度決算）から各公営企業が「経営比較分析表」の策定・公表を行うこととなりました。

これにより、複数の経営指標を組み合わせた分析から、各公営企業が自らの経営の現状や課題等を客観的に把握することが可能となりました。

なお、全国の事業体の経営比較分析表については、総務省ホームページから御覧いただけます。（総務省トップページ→ 政策 → 地方行財政 → 地方公営企業等 → 経営比較分析表）

2 「経営比較分析表」の指標について（[参考](#)参照）

下表のとおり、現中期経営プランで用いている指標と経営比較分析表（及び経営評価）の指標とでは定義が異なります。（よって、指標値が異なります。）

| 区分  | 中期経営プラン（2013-2017）                                       | 経営比較分析表（及び経営評価）                             |
|-----|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 水 道 | 配水管更新率                                                   | 管路更新率                                       |
|     | 配水管（補助配水管を除く。）延長に対する当年度の更新延長の割合                          | 管路（導水管、送水管、配水管（補助配水管を含む。））延長に対する当年度の更新延長の割合 |
| 下水道 | 下水道管路調査・改善率                                              | 管渠改善率                                       |
|     | 下水道管路延長に対する当年度の調査・改善延長（調査の結果により、改善する必要がなかった管路の延長を含む。）の割合 | 下水道管路延長に対する当年度の改善延長の割合                      |

配水管のうち、管網を形成せず、行き止まりになっている口径 25～75mm の管

## 3 経営評価（経営指標評価）との関係について

本市では、これまでから、経営評価の「経営指標評価」（冊子第 2 章）の中で、「経営比較分析表」と同様の取組を継続的に行っております。

また、総務省「経営比較分析表」の開始年度となった平成 27 年度には、本経営審議委員会での議論を経て、「経営指標評価」の指標が「経営比較分析表」の指標を包含するよう、「経営指標評価」の指標及び評価区分の見直しを行いました。

4 本市の「経営比較分析表」（平成 24～28 年度）（[資料 5 - 2](#)参照）

表中、「類似団体平均値」とは、総務省の基準により全国の事業体を複数の類似団体区分に区分けし、各区分に属する事業体の指標値を平均した数値です。

類似団体区分は、水道事業（末端給水事業）では現在給水人口規模に基づき 10 区分、公共下水道事業では処理区域内人口区分等に基づき 23 区分あり、本市はいずれの事業も「政令市等」の区分に該当します。当該区分の類似団体数は、本市を含め、水道事業で 20 団体、公共下水道事業で 21 団体あります。

【参考】 全国の「経営比較分析表」は総務省ホームページにて公表

## 経営指標の概要

## 水道事業

## 1. 経営の健全性・効率性

|             | 算出式（法適用企業）                                   | 算出式（法非適用企業）                                                |
|-------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ①経常収支比率（％）  | $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$ |                                                            |
| ①収益的収支比率（％） |                                              | $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$ |

## 【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標である。

## 【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、経常収益（総収益）について、給水収益以外の収入に依存している場合は、料金回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要がある。

一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりで 100%に近づいていけば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられる。

|             | 算出式（法適用企業）                                                        | 算出式（法非適用企業） |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|-------------|
| ②累積欠損金比率（％） | $\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$ |             |

## 【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標である。

## 【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 0%の場合であっても、給水収益が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

|          | 算出式（法適用企業）                                   | 算出式（法非適用企業） |
|----------|----------------------------------------------|-------------|
| ③流動比率（％） | $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$ |             |

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が100%を上回っている場合であっても、現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、当該指標が100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を給水収益等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要であると考えられる。

|                  | 算出式（法適用企業）                                       | 算出式（法非適用企業）                                      |
|------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ④企業債残高対給水収益比率（％） | $\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$ | $\frac{\text{地方債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$ |

【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられる。

|           | 算出式（法適用企業）                                   | 算出式（法非適用企業）                                  |
|-----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| ⑤料金回収率（％） | $\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$ | $\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$ |

【指標の意味】

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

【分析の考え方】

当該指標は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補填しているような事業体にあつては、適切な料金収入の確保が求められる。

分析にあたっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

|          | 算出式（法適用企業）                                                                                                 | 算出式（法非適用企業）                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥給水原価（円） | $\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$ | $\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金(繰上償還分除く。)}}{\text{年間総有収水量}}$ |

【指標の意味】

有収水量1 m<sup>3</sup>あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や経常費用の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要がある。また、分析及び推計を元に、今後の料金回収率や住民サービスの更なる向上のために、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善の検討を行うことが必要である。

|           | 算出式（法適用企業）                                        | 算出式（法非適用企業）                                       |
|-----------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ⑦施設利用率（%） | $\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$ | $\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$ |

【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要である。

分析にあたっての留意点として、水道事業の性質上、季節によって需要に変動があり得るため、最大稼働率、負荷率を併せて判断することにより、適切な施設規模を把握する必要がある。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の給水人口の減少等を踏まえ、適切な施設規模ではないと考えられる場合には、周辺の団体との広域化・共同化も含め、施設の統廃合・ダウンサイジング等の検討を行うことが必要である。

|         | 算出式（法適用企業）                                        | 算出式（法非適用企業）                                       |
|---------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ⑧有収率（%） | $\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$ | $\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$ |

【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、

漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要がある。

## 2. 老朽化の状況

|                 | 算出式（法適用企業）                                                            | 算出式（法非適用企業） |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|
| ①有形固定資産減価償却率（％） | $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$ |             |

### 【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管路経年化率や管路更新率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

|            | 算出式（法適用企業）                                              | 算出式（法非適用企業） |
|------------|---------------------------------------------------------|-------------|
| ②管路経年化率（％） | $\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$ |             |

### 【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。

### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。

一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管路更新率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管路の更新等の必要性高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

管路経年化率が低い場合であっても、今後耐用年数に達し更新時期を迎える管路が増加すること等が考えられるため、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な更新に取り組む必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

|           | 算出式（法適用企業）                                            | 算出式（法非適用企業）                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| ③管路更新率（％） | $\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$ | $\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$ |

【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が 2.5% の場合、すべての管路を更新するのに 40 年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管路経年化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管路の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、供用開始から日が浅い、既に多くの管路の更新が終了している等の団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

（参考）各指標の組み合わせによる分析の考え方

| 指標                                           | 分析の考え方                                                                                                                      |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 経営の健全性・効率性及び 2. 老朽化の状況</b>             |                                                                                                                             |
| ①経常収支比率<br>①有形固定資産減価償却率<br>②管路経年化率<br>③管路更新率 | 経常収支比率が高い場合でも、有形固定資産減価償却率・管路経年化率が高い、管路更新率が低い場合には、（計画的に長寿命化している場合でなければ、）必要な更新投資を先送りにしている可能性があるため、老朽化対策等、投資のあり方について検討する必要がある。 |
| <b>1. 経営の健全性・効率性</b>                         |                                                                                                                             |
| ①経常収支比率<br>②累積欠損金比率                          | 経常収支比率が 100% 以上となっても、累積欠損金比率が高い場合は、引き続き経営改善を図っていく必要がある。                                                                     |
| ①経常収支比率<br>⑤料金回収率                            | 経常収支比率が高くても、料金回収率が低い場合には、給水収益以外の収入で賄われていることを意味することから、必要に応じて料金の見直しを検討する必要がある。                                                |
| ⑦施設利用率<br>⑧有収率                               | 施設利用率が高くても、有収率が低水準にある場合、収益につながらないこととなるため、早急な対策が必要である。                                                                       |
| <b>2. 老朽化の状況</b>                             |                                                                                                                             |
| ②管路経年化率<br>③管路更新率                            | 管路経年化率が高い、且つ、管路更新率が低い場合は、管路の更新投資を増やす必要性が高いため、早急な検討が必要である。                                                                   |

## 下水道事業

### 1. 経営の健全性・効率性

|             | 算出式（法適用企業）                                   | 算出式（法非適用企業）                                                |
|-------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ①経常収支比率（％）  | $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$ |                                                            |
| ①収益的収支比率（％） |                                              | $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$ |

#### 【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、経常収益（総収益）について、使用料以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要がある。

一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりで 100%に近づいていけば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられる。

|             | 算出式（法適用企業）                                                        | 算出式（法非適用企業） |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|-------------|
| ②累積欠損金比率（％） | $\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$ |             |

#### 【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。

#### 【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 0%の場合であっても、使用料収入が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり数値が高くなることが想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

|          | 算出式（法適用企業）                                   | 算出式（法非適用企業） |
|----------|----------------------------------------------|-------------|
| ③流動比率（％） | $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$ |             |

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。一般的に100%を下回っているということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が100%を上回っている場合であっても、現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、当該指標が100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を料金収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要であると考えられる。

|                  | 算出式（法適用企業）                                                                                         | 算出式（法非適用企業）                                                                                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④企業債残高対事業規模比率（％） | $\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$ | $\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$ |

【指標の意味】

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられる。

|           | 算出式（法適用企業）                                                | 算出式（法非適用企業）                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ⑤経費回収率（％） | $\frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}} \times 100$ | $\frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}} \times 100$ |

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要である。

分析にあたっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が100%以上の

場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、下水道事業の性質上、供用開始後間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり、当該指標が100%未満となる場合が想定されるが、このような場合も、使用料収入の増加が見込めるかといった将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

|            | 算出式（法適用企業）                                     | 算出式（法非適用企業）                                    |
|------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ⑥汚水処理原価（円） | $\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$ | $\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$ |

【指標の意味】

有収水量1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要がある。また、分析及び統計を元に、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要である。

分析にあたっての留意点として、供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過小となり、高い数値を示す場合が多い。また、地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることも想定されるが、このような場合には、より最適な処理方法を検討し実施するといった経営改善が必要である。

|           | 算出式（法適用企業）                                               | 算出式（法非適用企業）                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| ⑦施設利用率（%） | $\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$ | $\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$ |

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要である。

分析にあたっての留意点として、当該指標は、1日に施設に汚水を処理した平均値を用いていることから、当該団体の特有の事情により、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があると考えられる。

数値が低く、施設が遊休状態又は過大なスペックとなっている場合には、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、必要に応じて、近隣施設（他団体の施設を含む。）との統廃合等を行い、適切な施設規模を維持する必要がある。

|          | 算出式（法適用企業）                                               | 算出式（法非適用企業）                                              |
|----------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| ⑧水洗化率（％） | $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$ | $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$ |

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

分析にあたっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管渠を整備することが、地理的要因等により整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要である。

## 2. 老朽化の状況

|                 | 算出式（法適用企業）                                                            | 算出式（法非適用企業） |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|
| ①有形固定資産減価償却率（％） | $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$ |             |

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

|            | 算出式（法適用企業）                                                 | 算出式（法非適用企業） |
|------------|------------------------------------------------------------|-------------|
| ②管渠老朽化率（％） | $\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ |             |

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等に

より自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。数値が低い場合であっても、将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加すること等が考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要がある。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

|           | 算出式（法適用企業）                                                  | 算出式（法非適用企業）                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ③管渠改善率（％） | $\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ | $\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ |

#### 【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

#### 【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が2％の場合、すべての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

#### （参考）各指標の組み合わせによる分析の考え方

| 指標                                 | 分析の考え方                                                                                                         |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 経営の健全性・効率性及び2. 老朽化の状況</b>    |                                                                                                                |
| ①経常収支比率<br>①有形固定資産減価償却率<br>②管渠老朽化率 | 有形固定資産減価償却率・管渠老朽化率が高く、経常収支比率が100%を下回る場合は、施設の老朽化が進んでいるにも関わらず、その更新投資を料金収入では賄えていないため、将来の事業継続に向けて抜本的な対策を要する可能性が高い。 |
| <b>1. 経営の健全性・効率性</b>               |                                                                                                                |
| ①経常収支比率<br>②累積欠損金比率                | 経常収支比率が100%以上となっても、累積欠損金比率が高い場合は、引き続き経営改善を図っていく必要がある。                                                          |

| 指標                | 分析の考え方                                                                       |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤経費回収率<br>⑥汚水処理原価 | 汚水処理原価が高くなれば、経費回収率が低くなり、経営の効率性を低下させる要因となっている。                                |
| ①経常収支比率<br>⑤経費回収率 | 経常収支比率が高くても、経費回収率が低い場合には、料金収入以外の収入で賄われていることを意味することから、必要に応じて料金の見直しを検討する必要がある。 |
| <b>2. 老朽化の状況</b>  |                                                                              |
| ②管渠老朽化率<br>③管渠改善率 | 管渠老朽化率が高いにも関わらず、管渠改善率が低い場合は、更新が進んでいないことが考えられる。                               |

## 「経営比較分析表」（京都市水道事業，平成24～28年度）

京都府 京都市

| 業務名       | 業種名         | 事業名    | 類似団体区分           | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|--------|------------------|--------|
| 法適用       | 水道事業        | 末端給水事業 | 政令市等             | 自治体職員  |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 1か月20㎡当たり家庭料金(円) |        |
| -         | 43.23       | 100.00 | 2,959            |        |

| 人口(人)     | 面積(km <sup>2</sup> )     | 人口密度(人/km <sup>2</sup> )   |
|-----------|--------------------------|----------------------------|
| 1,418,340 | 827.83                   | 1,713.32                   |
| 現在給水人口(人) | 給水区域面積(km <sup>2</sup> ) | 給水人口密度(人/km <sup>2</sup> ) |
| 1,457,318 | 183.92                   | 7,923.65                   |

## グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
  - 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成28年度全国平均

## 分析欄

## 1. 経営の健全性・効率性について

○財政計画期間中（平成25～29年度）の累積収支の均衡を図り，そのうえで水道管更新の財源（資産維持費）を確保するため，平成25年10月に料金改定（平均改定率+9.6%）を実施した。その結果，平成26年度以降「**経常収支比率**」「**料金回収率**」ともに類似団体平均値を上回っている。

○節水型社会の定着に伴う水需要の減少を踏まえ平成24年度に山ノ内浄水場を廃止し，3浄水場体制としたことにより「**施設利用率**」は，類似団体平均値を上回る約65%となっている。また，有収水量が減少する中，事業運営の効率化に努め，支出を削減することで「**給水原価**」は類似団体平均値を下回っている。

○一方，これまで施設の改築更新などの財源の大部分を企業債で賄っていたため，「**企業債務高対給水収益比率**」が類似団体平均値を大きく上回っている。また，「**有収率**」は老朽管の更新や鉛製給水管の取替えを進めていることにより改善しているものの，未だに老朽化した水道管からの漏水量が多いことから，類似団体平均値を下回る状況にある。

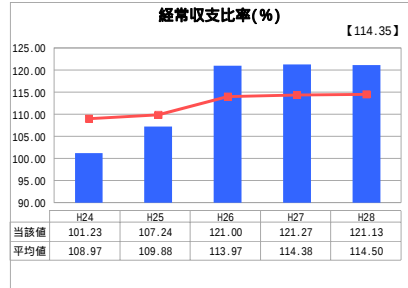
○なお，平成26年度以降「**流動比率**」が大幅に低下しているが，これは地方公営企業会計制度が見直され，1年以内に返済期限が到来する企業債等を流動負債に分類したことによるものであり，経営実態に変化はない。

## 2. 老朽化の状況について

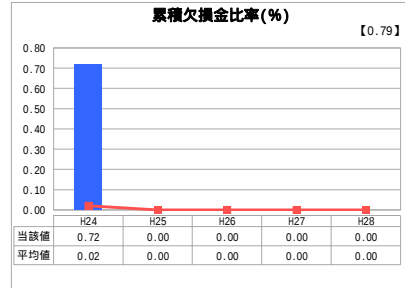
○「**管路経年化率**」が類似団体平均値並みとなっているのに対し，「**管路更新率**」は類似団体平均値を下回る状況にある。

○昭和40年代から50年代初めにかけて布設した大量の水道管が順次更新を迎えるため，更新のスピードアップが喫緊の課題となっており，平成25年10月に実施した料金改定においては，水道管の更新財源として資産維持費の導入を図ったところである。

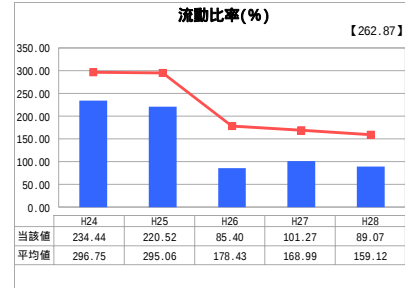
## 1. 経営の健全性・効率性



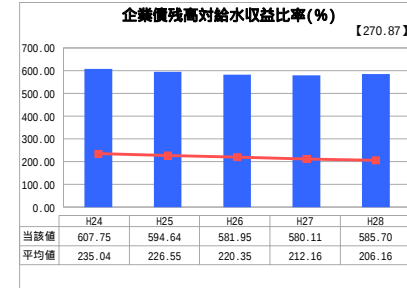
「経常損益」



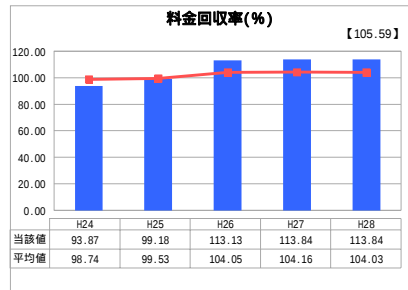
「累積欠損」



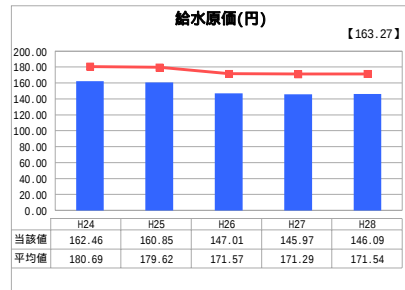
「支払能力」



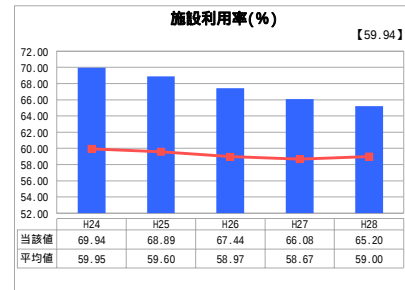
「債務残高」



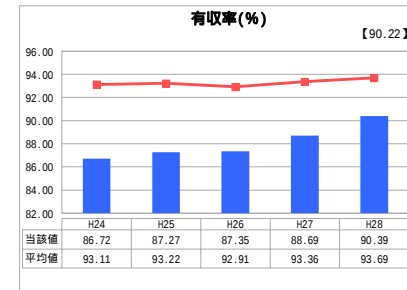
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

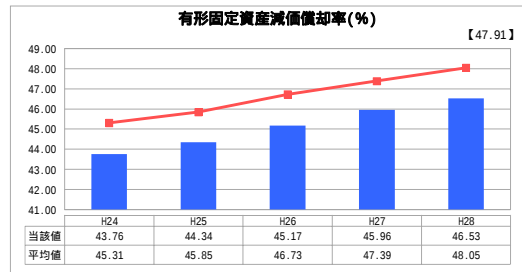


「施設の効率性」

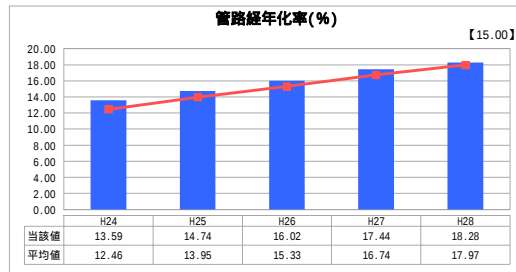


「供給した配水量の効率性」

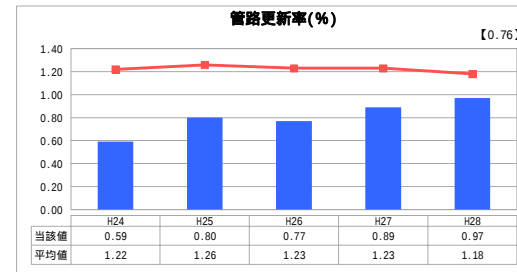
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 全体総括

○資産維持費を老朽化した水道管の更新財源として充てるとともに，施設規模の適正化による投資の抑制，企業債の発行抑制を図り，財務体質の強化に努める。

○老朽化した水道管の更新のスピードアップを進めるとともに，道路部分に残存する鉛製給水管の解消に努め，更なる有収率の向上を目指す。

○水需要の減少傾向が続き，今後も厳しい財政収支が見込まれる中，今後もより一層効率的・効果的な事業運営を進める。

平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は，当時の事業数を基に算出していますが，管路経年化率及び管路更新率については，平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

# 「経営比較分析表」（京都市公共下水道事業，平成24～28年度）

京都府 京都市

| 業務名       | 業種名         | 事業名    | 類似団体区分 | 管理者の情報                         |
|-----------|-------------|--------|--------|--------------------------------|
| 法適用       | 下水道事業       | 公共下水道  | 政令市等   | 自治体職員                          |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円) |
| -         | 54.79       | 99.13  | 56.64  | 1,976                          |

| 人口(人)      | 面積(km <sup>2</sup> )     | 人口密度(人/km <sup>2</sup> )      |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 1,418,340  | 827.83                   | 1,713.32                      |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km <sup>2</sup> ) | 処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) |
| 1,402,585  | 152.07                   | 9,223.29                      |

## グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成28年度全国平均

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

○直近の5年間においては、全ての経営指標で類似団体平均値と比べ概ね良好な状況にある。

○財政計画期間中（平成25～29年度）の累積収支の均衡を図るため、平成25年10月に使用料改定（平均3.0%）を行い、適切な使用料水準へ見直しを行ったところである。

○処理能力に対する1日の平均処理水量の割合を示した「施設利用率」が約60%となっているが、雨水時の最大処理水量を用いた「1日最大稼働率」は90%を超えており、施設規模は適正といえる状況である。

○なお、平成26年度以降「流動比率」が大幅に低下しているが、これは地方公営企業会計制度が見直され、1年以内に返済期限が到来する企業債等を流動負債に分類したことによるものであり、経営実態に変化はない。

### 2. 老朽化の状況について

○「有形固定資産減価償却率」、「管渠老朽化率」が類似団体平均値を上回っており、管渠においては、平成28年度末時点で標準的な耐用年数（50年）を超過しているものが1割を超えている状況にある。

○そのような状況の中、老朽化した管路等の管更生や布設替えを進めたことにより、平成28年度の「管渠改善率」は、類似団体平均値を上回る結果となっている。

○今後、平安建都1200年（平成6年）での市街化区域における整備完了を目指して布設を進めてきた膨大な管路施設が順次更新を迎えることから、老朽化対策にこれまで以上の財源の確保が必要となる。

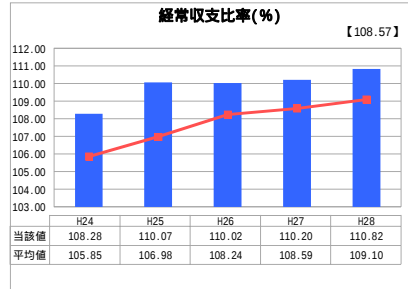
### 全体総括

○施設マネジメントの実践により、老朽化した管渠の計画的な点検を行うとともに、効率的な改築更新を進める。

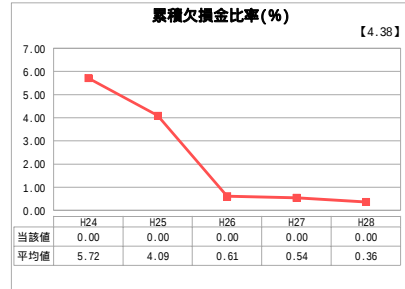
○企業債残高を縮減し、財務体質を強化するとともに、将来の利息負担の軽減を図る。

○水需要の減少傾向が続き、今後も厳しい財政収支が見込まれる中、今後もより一層効率的・効果的な事業運営を進める。

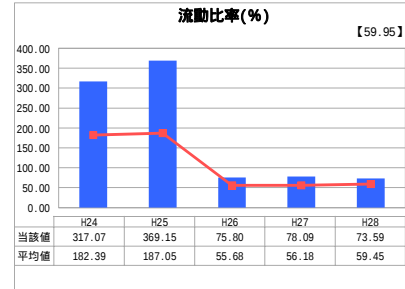
## 1. 経営の健全性・効率性



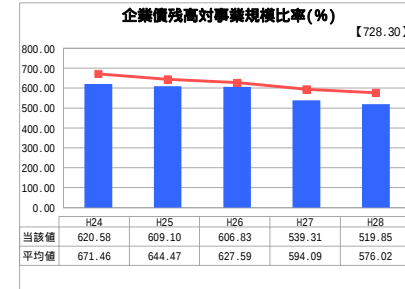
「経常損益」



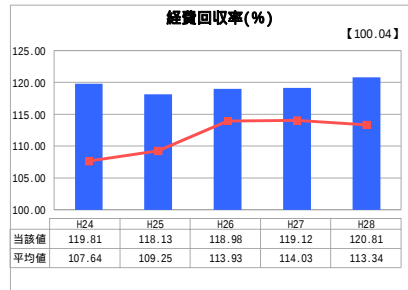
「累積欠損」



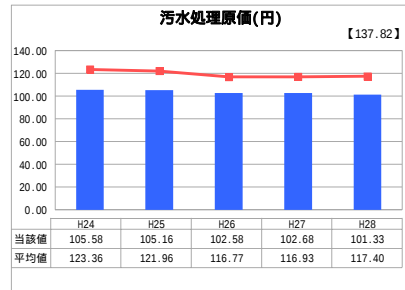
「支払能力」



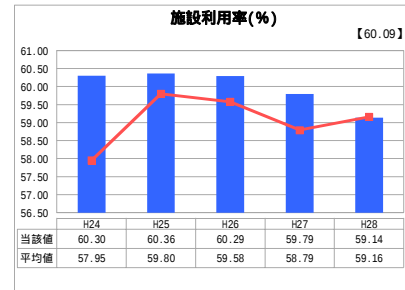
「債務残高」



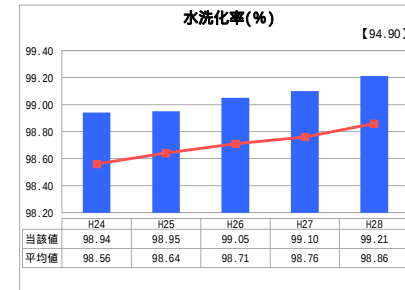
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

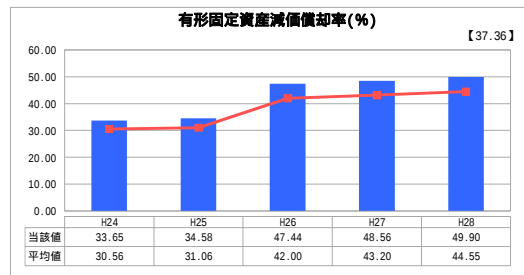


「施設の効率性」

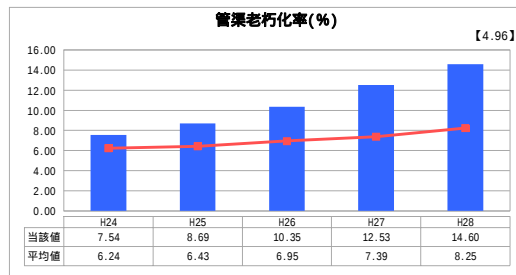


「使用料対象の捕捉」

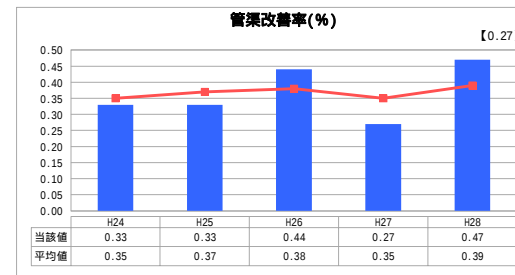
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」の販売開始について

上下水道局では、平成15年に「第3回世界水フォーラム」が本市で開催されたことを契機に、各家庭や事業所等での飲料水の備蓄、安全・安心でおいしい世界最高水準の水道水のPRを目的として「京の水道 疏水物語」の製造を開始しました。

賞味期限を10年（これまでは5年）に延長すること等を踏まえ、より皆様に親しんでいただき、手に取ってもらいやすくするため、名称を「京のかがやき 疏水物語」に変更しました。また、デザインは特定非営利活動法人障害者芸術推進機構「天才アートKYOTO」から提供いただいた作品の中から採用し、平成30年3月1日(木)からリニューアルした疏水物語の販売を開始しましたので、御報告します。

## 災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」



【表面】



【裏面】

### 第1 「京のかがやき 疏水物語」の販売開始に係る報告

#### 1 リニューアル内容（名称，デザイン）

##### (1) 新たな名称「京のかがやき 疏水物語」

平成29年7月10日(月)から8月10日(木)まで、上下水道局本庁舎や営業所、区役所・支所等に設置したアンケート用紙や上下水道局ホームページ、市立小学校等で名称案を募集し、3,890件の回答をいただきました。

募集結果を踏まえ、「疏水物語」を引き続き使用するとともに、光り輝く未来へ安らぎと潤いを届け続けるという思いを込めて「京の水道」を「京のかがやき」に変更しました。

## (2) 新たなデザイン

障がいのある方の芸術活動を積極的に支援するとともに，その優れた感性と表現力により，親しみやすいデザインとするため，天才アートKYOTOに作品を提供いただきました。

この作品は青と白のコントラストを中心としたデザインであり，原材料の水道水をイメージしやすいことから，採用することとしました。

また，表面には「10年保存」を明記するとともに，裏面には，災害発生時に必要となる飲料水の備蓄の啓発や，電話を用いて音声による伝言板の役割を果たす「災害用伝言ダイヤル」を新たに記載しました。

## 2 販売価格

1本当たり100円（税込）

## 3 内容量

1本当たり490ml

## 4 販売場所

### (1) ケース（24本）単位の販売

市内に5箇所ある上下水道局営業所と，上下水道局本庁舎（1階お客さま窓口サービスコーナー）で販売しています。

なお，営業所では，京都市内を対象に，無料で御家庭に配達するサービスを行っています。

### (2) 1本単位の販売

市内4箇所（上下水道局本庁舎正面玄関前，琵琶湖疏水記念館，京都市役所東側玄関付近，地下鉄烏丸御池駅構内）に設置している自動販売機で購入することができます。

## 第2 飲料水の備蓄に向けた情報発信について

### 1 これまでの備蓄率向上に向けた取組

- 蹴上浄水場，鳥羽水環境保全センターにおける一般公開のほか，京都市消防出初式等のイベントで疏水物語を活用した飲料水の備蓄啓発を呼び掛け
- 局ホームページ，ツイッター，フェイスブックにおいて「飲料水は1人1日3リットル，最低3日間の備蓄が必要である」という内容の発信
- 疏水物語のリニューアルについて，チラシ・ポスターの営業所等での掲示，全市版市民しんぶん（平成30年3月1日号）への掲載  
今後は，地下鉄の指詰防止ステッカーの掲示，区版市民しんぶん（平成30年4月15日号）への挟み込みを実施予定

### 2 次期経営ビジョン・中期経営プランにおける飲料水備蓄率の目標

|        | 2017年度末<br>(2015(平成27)年度時点) | 2022年度末(5年後)<br>目標 | 2027年度末(10年後)<br>目標 |
|--------|-----------------------------|--------------------|---------------------|
| 飲料水備蓄率 | 48.5%                       | 55%                | 60%                 |

近畿エリア 41.1%，関東エリア 54.8%（地区別で全国1位）

他都市の飲料水備蓄率：東京都 81.5%，横浜市 74.4%，名古屋市 69.3%

## 新山科浄水場 導水トンネル築造工事について

本市では、水需要に応じた施設規模の適正化のため、平成 24 年度に山ノ内浄水場を廃止し、それ以降、新山科浄水場が本市の給水量の約半分を担っています。同浄水場では、山科区の日ノ岡取水池から約 4.5 km に及ぶ導水トンネルを通じて原水を取り入れています。

この導水トンネルは、昭和 44 年の完成から 50 年近くが経過しており、老朽化が進行しています。また、一系統しかなく、代替施設がないことから、現状では、大規模災害時等におけるリスクの分散を図れておりません。

こうしたことから、既設導水トンネルを更新することとし、今後、地震等の災害時においても、原水をさらに安定的に取水し、市民の皆様に安全・安心な水道水を供給するため、新たな導水トンネルの築造工事に着手しますので、工事の概要について御報告いたします。

## 1 工事の概要

新山科浄水場に発進立坑を設置し、蹴上取水池まで、シールド工法により導水トンネルを築造する。

また、新山科浄水場及び蹴上取水池において、既存の施設と連絡させる管路等の整備を行う付帯工事を別途実施する。

## (1) 工事場所

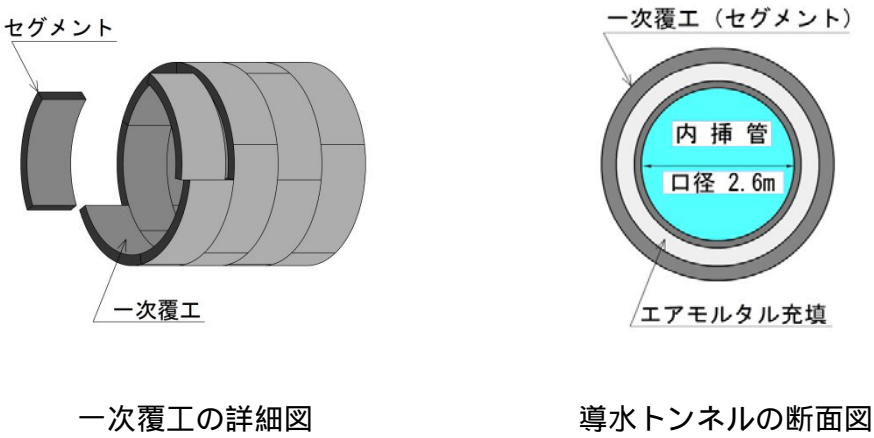
山科区勸修寺丸山町 ～ 山科区日ノ岡一切経谷町  
(新山科浄水場) (蹴上取水池)

## (2) 導水トンネルのルート及び構造

蹴上取水池と新山科浄水場の区間において、施工性及び経済性を考慮し、道路幅の狭い公道を避けて、一部民地を通るルートを採用する。(別紙参照)

- ・ 延長 5,230 m
- ・ 口径 2.6 m (内挿管)

また，導水トンネルの構造は，トンネルの壁となるパネル（セグメント）を組み立てた一次覆工の内側に内挿管を布設した耐震性を有する。（参照）



 導水トンネルの構造図

- (3) 工期  
平成 2 9 年度～平成 3 9 年度

- (4) 概算事業費  
約 2 0 0 億円（付帯工事含む。）

- 2 今後の予定
  - 2 0 1 7 ～ 2 0 2 7 年度 新山科浄水場導水トンネル築造工事の実施
  - 2 0 2 4 ～ 2 0 2 7 年度 付帯工事実施
  - 2 0 2 8 年度以降 新導水トンネル運用開始
  - 既設導水トンネル取水停止後，内部調査等実施

（参考）導水施設の耐震化率（次期経営ビジョンにおける目標値）

|                  | 2017（平成 29）年度末 | 2027 年度末（10 年後）<br>（目標） |
|------------------|----------------|-------------------------|
| 導水施設の<br>耐震化率（ ） | 2 6 . 8 %      | 6 2 %                   |

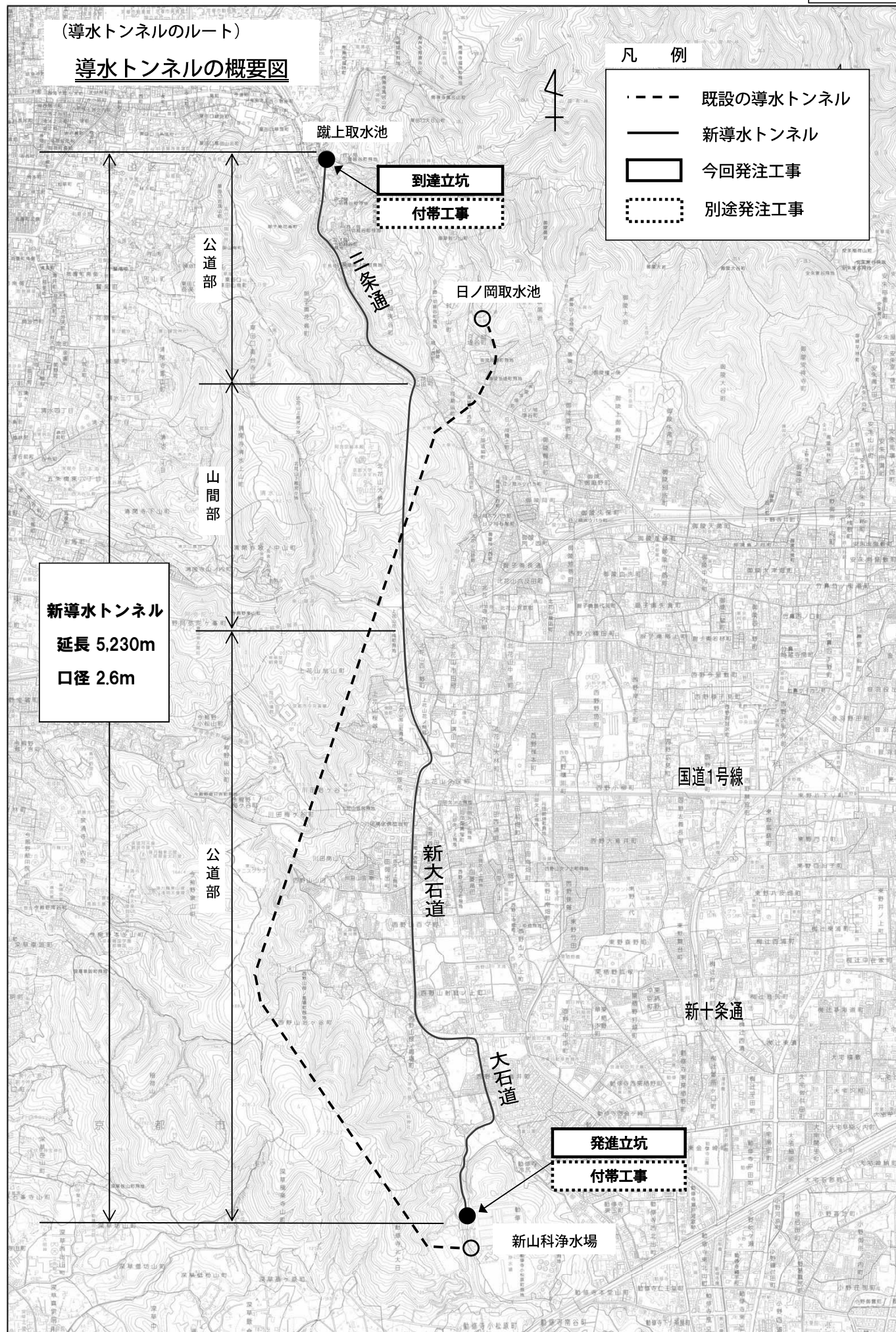
耐震対策の施された導水施設により災害時でも安定取水できる浄水場の施設能力 ÷ 全浄水場の施設能力

(導水トンネルのルート)

**導水トンネルの概要図**

凡 例

- 既設の導水トンネル
- 新導水トンネル
- 今回発注工事
- 別途発注工事



## 琵琶湖疏水の魅力向上・発信について

## 1 地方創生推進交付金を活用した魅力向上・発信の取組

平成 29 年度に大津市との共同申請した「琵琶湖疏水通船復活を契機とした京都・大津広域観光促進事業」が国の地方創生推進交付金事業に採択（2 分の 1 補助）され、主に下記の事業を実施した。

## (1) 通船事業関連

平成 27 年度春以降、5 回にわたる試行事業を経て、関係者の努力が実を結び、平成 30 年 3 月 29 日（木）からいよいよ本格運航を開始（詳細はパンフレットを参照。）

## ア 本格運航で使用する新しい観光船の建造

旅客定員が試行船から倍増（12 名）した新造船を建造。平成 29 年 11 月に疏水路においてメディア・旅行会社等を対象に試乗会を実施。

## イ 通船事業プロモーションツールの制作

通船事業及び琵琶湖疏水の魅力を発信するツールとして、プロモーション動画や事業パンフレット等を作成。

## ウ 乗船促進に向けた販売システム構築

通船事業の予約・販売等を一元的に管理し、カード決済やモバイル対応等を可能とするシステムを構築。

## (2) 旧御所水道ポンプ室の保存・活用

疏水沿線に点在する産業遺産の中で、旧御所水道ポンプ室（明治 45 年竣工。片山東熊設計。）について、保存・活用に向けた今後の方向性を検討するため、外部有識者を交えた懇談会を設置して、議論を深めている。

## (懇談会委員名簿)

| 氏 名    | 役 職 等                        |
|--------|------------------------------|
| 石田 潤一郎 | 京都工芸繊維大学教授                   |
| 奥 美里   | 京都市行財政局・文化市民局 参事             |
| 窪田 裕幸  | 京都商工会議所産業振興部長                |
| 中嶋 節子  | 京都大学大学院教授                    |
| 宗田 好史  | 京都府立大学副学長                    |
| 山添 洋司  | 京都市公営企業管理者上下水道局長             |
| 山田 有希生 | 京阪ホールディングス株式会社 経営統括室事業推進担当部長 |

## (3) 蹴上エリアにおける回遊性の向上

通船事業における乗下船客や観光客等の回遊性を向上させるため、蹴上エリアを中心に、案内・誘導用サインを通船の本格運航までに設置する。

## (4) 琵琶湖疏水記念館のウェブサイト開設

開館 30 周年を迎える平成 31 年にリニューアルを予定する「琵琶湖疏水記念館」について、リニューアル事業に先駆け、新たにホームページを開設する。（3 月 16 日から公開。詳細は別添資料を参照）

琵琶湖疏水の歴史や館内の展示内容等を分かりやすく紹介するとともに、便利な機能や、疏水関連施設の見どころを紹介したコンテンツを採用。

## 2 琵琶湖疏水カフェ

疏水通船の本格運航開始に合わせて、水道水を活用したメニューを安価（全て１００円）で提供するカフェを、期間限定でオープンする。

### (1) 開店日

平成３０年３月２９日（木）～４月８日（日）

４月２日（月）は、休館日のため閉店

### (2) 開店時間

午前１０時～午後４時

３月３０日（金）及び３１日（土）は、午後７時まで開店

### (3) 会場

琵琶湖疏水記念館テラス(左京区南禅寺草川町１７)

### (4) メニュー

**Menu**

**全品１００円**

(ホット)  
コーヒー、グリーンティー

(アイス)  
コーヒー、グリーンティー、しそジュース

<協賛（５０音順）>  
小川珈琲株式会社  
株式会社おのみやす本舗  
株式会社土井志ば漬本舗

飲み物を飲みながら、  
琵琶湖疏水記念館から  
見える桜や噴水を見て  
楽しんでね♪

# 琵琶湖疏水記念館ホームページを開設します！

～スマートフォンを片手に、疏水に出かけよう～

明治150年を迎えた本年，3月末から本格運航を開始する琵琶湖疏水通船事業とともに，明治の一大事業である琵琶湖疏水建設の意義や先人たちの偉業を知っていただく機会を創出し，疏水沿線の魅力を更に多くの方に発信していくため，新たに琵琶湖疏水記念館ホームページを開設しますので，お知らせします。

なお，琵琶湖疏水記念館は，開館30周年を迎える平成31年にリニューアルを予定しており，本ホームページの開設はリニューアル事業に先駆けて実施します。

1 公開日時  
平成30年3月16日（金） 午前10時～

2 ホームページアドレス  
<https://biwakososui-museum.jp>



トップページ イメージ

3 ホームページの特徴

琵琶湖疏水の歴史や館内の展示内容等を分かりやすく紹介するとともに，便利な機能や楽しいコンテンツを採用しました。



## どんな端末でも見やすいデザイン

スマートフォンやタブレット端末からのインターネット利用が日常化されていることから，あらゆるデバイスで利用されることを意識したページ構成や情報量にしています（レスポンシブデザイン）。



## スマートフォンを片手に出かけよう！「疏水さんぽ」

大津から伏見まで，第1疏水の地図とともに，各所の見どころを紹介する「疏水さんぽ」をメインコンテンツとして設置しました。

グーグルマップとの連動により，スマートフォン等携帯端末を片手にスポットを周遊していただき，疏水関連施設全体をフィールドミュージアムとして楽しんでいただけます。



疏水さんぽ 画面イメージ



## やさしいブラウザ対応

テキストの読上げ機能やルビ振り機能，背景色と文字色の変更等に対応しており，誰もが見やすいサイトを意識しています。また，近日中には英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）にも対応予定です。

### 【参考１】琵琶湖疏水記念館リニューアルについて

平成２７年から始まった琵琶湖疏水通船復活事業などを契機として、琵琶湖疏水が改めて注目されている中で、文化庁の全面的移転や平成３１年９月の「国際博物館会議（ICOM）京都大会」の開催など、今後本市における文化・観光振興の機運が更に高まっていくことを見据え、平成３１年の開館３０周年に合わせた疏水記念館のリニューアルを行います。

本リニューアルを機に、琵琶湖疏水の魅力発信を更に進め、京都の文化や観光振興に貢献していきます。

### 【参考２】琵琶湖疏水記念館について

琵琶湖疏水記念館は、平成元年８月に琵琶湖疏水竣工１００周年を記念して、疏水の意義を多くの方に伝え、先人の偉業を顕彰するとともに、将来に向かって発展する京都の活力の源となることを願い開館した施設です。

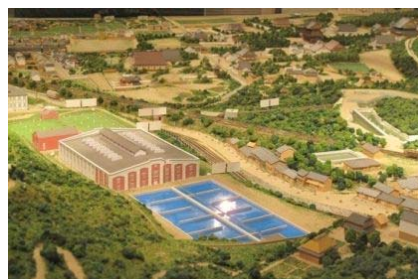
館内には、琵琶湖疏水が京都の近代化に果たした役割や水道事業の歩みを紹介する資料、大正時代の蹴上付近を復元したジオラマ等を展示しています。

今年１月には、入館者数が２５０万人に到達し、市民の皆さまはもとより観光客や海外からの視察等、多くの方に御利用いただいています。

- １ 所在地 京都市左京区南禅寺草川町１７
- ２ 開館時間 ３月１日～１１月３０日 午前９時～午後５時  
１２月１日～２月末日 午前９時～午後４時３０分  
入館は閉館の３０分前まで
- ３ 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日・休日の場合は翌平日）
- ４ 入館料 無料
- ５ アクセス 地下鉄東西線「蹴上」駅下車徒歩７分  
市バス５系統「岡崎法勝寺町」下車徒歩４分  
市バス京都・岡崎ループ「南禅寺・疏水記念館・動物園東門前」下車すぐ  
来館者用の駐車場はありません（身障者用の駐車スペース有）。



琵琶湖疏水記念館外観



ジオラマ展示

## 北部営業所及び左京営業所の再編について

上下水道局では、将来にわたり安全・安心で市民の皆さまに信頼される上下水道サービスを提供していくため、京都市上下水道事業中期経営プラン（2013 - 2017）に基づき、経営の効率化と営業所の機能強化を目指して、平成27年度から営業所の再編を実施してきました。さらに、平成30年度は、北区、上京区、中京区及び左京区のお客さま窓口として、北部営業所と左京営業所を再編しますので、お知らせします。

### 1 概要

北区、上京区及び中京区のお客さま窓口である北部営業所と、左京区のお客さま窓口である左京営業所を再編し、名称を北部営業所として、現在の左京営業所所在地に設置します。これにより、現在の5営業所体制から4営業所体制へ移行します。

### 2 所在地

左京区高野竹屋町4 - 1  
（現在の左京営業所の庁舎を改修して利用）

### 3 設置日

平成30年5月7日（月）

### 4 開庁時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで  
（土曜・日曜・祝日・年末年始は休み）



### 5 取扱業務

- ・ 水道の使用開始・中止，名義変更の申込み
- ・ 水道料金及び下水道使用料の支払い
- ・ 口座振替，クレジットカード継続払いの申込み
- ・ 災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」の注文受付 など

### 6 その他

北部営業所の再編に伴い、現在の北部営業所（北区衣笠東御所ノ内町43）は平成30年5月6日をもって営業を終了します。

< 参考 > 営業所の再編スケジュール

| 現営業所<br>(使用開始年月※)  | 現所管<br>行政区         | 27年度      | 28年度      | 29年度      | 30年度                       | 30年度<br>所管行政区               |
|--------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|----------------------------|-----------------------------|
| 北営業所<br>(S54.4)    | 北, 上京(一部)          | 北部<br>営業所 |           |           | 北部<br>営業所<br><br>(現 左京営業所) | 北, 上京,<br>中京, 左京            |
| 丸太町営業所<br>(S47.12) | 上京(一部),<br>中京      |           |           |           |                            |                             |
| 左京営業所<br>(S55.9)   | 左京                 |           |           |           |                            |                             |
| 九条営業所<br>(H4.11)   | 下京, 南              | 南部<br>営業所 |           |           |                            | 下京, 南,<br>伏見(醍醐支所<br>管内を除く) |
| 伏見営業所<br>(S39.8)   | 伏見(醍醐支所<br>管内を除く)  |           |           |           |                            |                             |
| 東山営業所<br>(H12.8)   | 東山                 |           | 東部<br>営業所 |           |                            | 東山, 山科,<br>伏見(醍醐支所<br>管内)   |
| 山科営業所<br>(H8.2)    | 山科, 伏見(醍<br>醐支所管内) |           |           |           |                            |                             |
| 右京営業所<br>(S37.6)   | 右京                 |           |           | 西部<br>営業所 |                            | 右京, 西京                      |
| 西京営業所<br>(S53.7)   | 西京                 |           |           |           |                            |                             |

再編前の庁舎で営業を開始した年月

【営業所所管図】

